

給湯器の
点検商法に注意

事例

「給湯器の点検に行く」と電話があり、今契約しているガス会社からと思い、点検に応じた。「このまま使用を続けると危険」「今日、契約すれば50万円の給湯器を35万円にする」と言われ契約をした。しかし後に契約書を読むと、全く別の業者と分かった。高額な契約なので解約したい。

給湯器の点検商法に関する相談が多く寄せられています。「契約中のガス会社から委託を受けた」「無料で点検する」などと言って突然、電話や訪問があります。点検後「内部の劣化が激しい」「火事になるかもしれない」などと不安をあおり、「今日契約すれば大幅に値引きをする」「今、現金で支払えばさらに安くする」と契約を急がせます。

現金がないと言うと「コンビニのATMへ行って出金すればよい」と言っ、業者がコンビニまで同行するケースもあります。またガスコンロやブレイカーなど、給湯器以外の商品を勧めてくる場合もあります。

これら点検商法は、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフをすることが出来ます。事例では気付くのが早かったのでクーリング・オフができました。しかしクーリング・オフ期間を過ぎると簡単に解約はできません。

点検に来た業者から給湯器の契約を勧められても、その場ですぐに契約をせず、まずは一旦立ち止まりましょう。現金での支払いを強く求めてくる業者には特に注意してください。給湯器は高額です。本当に買い換えが必要か、改めて給湯器メーカーや契約先のガス事業者などに相談しましょう。そして契約するときは、複数の事業者から見積もりを取って比較検討しましょう。

問消費生活センター

TEL 6319・1000
FAX 6319・1500

■費用 記載がないものは参加無料 ■申し込み 基本事項は催し名、住所、名前(ふりがな)、電話番号を記入 記載がないものは当日直接会場へ
■お問い合わせ 運連続で参加が必要 ■対象 勤労者 定員 試験 採用 保育 手話通訳 は事前に問い合わせてください